

平成 30 年度第 2 期工事定期監査及び出資団体工事監査の結果に基づき講じた措置等

(こども家庭局, 建設局, 住宅都市局, 神戸新交通(株))

住宅都市局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 重点項目「工事の安全管理」		
ア 勾配屋根上の塗装作業 本工事は、北区における墓園の便所新築工事である。 高さが 2 メートル以上の箇所で作業を行う際に墜落の危険がある場合、請負人は労働安全衛生規則に基づき、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。また、作業床を設けることが困難なときは、防網を張ったり、安全帯を使用させるなど、墜落による危険を防止するための措置を講じなければならない。 しかし、本工事では、勾配屋根の防水材を塗装する際、作業員が安全帯等の墜落防止措置を講じていなかった。 必要な安全対策等を講じて事故の未然防止に努めるよう、発注者による安全管理の徹底と請負人への指導を行うべきである。 (住宅都市局建築技術部建築課) [No.46 鴨越墓園くちなし地区便所新築等工事]	 勾配屋根の防水材を塗装する際、作業員が安全帯等の墜落防止措置を講じていなかったことについては、現場における危険防止対策に対する注意・認識が不足していたことが原因である。 今後は、このようなことがないように、平成 31 年 2 月 6 日の課内会議で、係長級以上の工事担当者へ指摘事項を報告し、工事担当係長を通じて係員に安全管理を徹底するよう周知を行った。 さらに、請負人に対して、着工前の現場立会い時に配布する資料に事例を追加し、工事現場における安全管理の徹底を指導していく。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 重点項目「工事の安全管理」 イ 玉掛け作業の安全確保 本工事は、神戸空港島における神戸新交通ポートアイランド線の橋梁保全工事である。 移動式クレーンによる玉掛け作業（橋桁の高さを調整するための部材の撤去、荷降ろし）の安全対策について、以下のような不適正な事例が見られた。 発注者と請負人双方が事前に現場の作業条件や安全性ならびに関係法令を確認し、必要な安全対策を講じて事故の未然防止に努めるよう、発注者による安全管理の徹底と請負人への指導を行うべきである。 (ア) 吊り荷への搭乗 部材の撤去時において、作業員が墜落防止措置を講じることなく「クレーン等安全規則」で制限されている吊り荷へ搭乗した状態で玉掛け作業を行っていた。 (イ) 吊り荷への接触 部材の荷降ろし時において、「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」で制限されている吊り荷に直接手を触れた状態で、吊り荷と一緒に移動しながら、クレーン操作の補助を行っていた。 (神戸新交通(株)運輸技術部施設課) [No.87 ポートアイランド線神戸空港島北端上部工ジャッキアップ工事]	(ア) 吊り荷への搭乗は、請負人の安全に対する認識不足が原因である。 (イ) 吊り荷への接触は、高いところに荷を上げる場合、介錯ロープを取り付け、作業を行っていたが、地上レベルでの荷卸ろし作業時においては、手で触れることの出来る状態であったことから介錯ロープの取り付けを失念したことが原因である。 今後は、事故を未然に防ぐためにも、本件について、当該業者と現在発注しているすべての土木工事業者に対し、平成 31 年 2 月 27 日に文書により、周知と今後の安全教育の資料として活用するよう通知した。 また、当社社員にも平成 31 年 2 月 28 日及び 3 月 8 日に指摘内容に関する報告を行い、クレーン等を使用する作業の前には、作業条件や安全対策等を確認してから作業に着手する等、受注業者への指導を徹底するよう周知した。	措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
ア 視覚障害者誘導用ブロックの設置（設計） 本工事は、兵庫区における地域福祉センターの新築工事である。 集会場を新築する場合、兵庫県福祉のまちづくり条例では、道路から建築物の出入口に至る敷地内の通路は、視覚障害者等が安全かつ快適に利用できるように、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設することとしている。 本工事の敷地内の通路では、電気工事で設置する引込柱が発注図面に記入されていなかったため、発注後に引込柱のまわりで手すりの位置を迂回するように変更し、視覚障害者誘導用ブロックと手すりが近接して配置されている。 また、工事前から既設の雨水桝が敷地内の通路にあり、視覚障害者誘導用ブロックの動線が重複して配置されている。 視覚障害者誘導用ブロックの設置にあたっては、条例等の主旨をふまえ、設計段階から引込柱や雨水桝などの障害物等の位置を十分に確認し、視覚障害者等が安全かつ快適に利用できる経路となるように計画されたい。 （住宅都市局建築技術部建築課） [No.44 熊野地域福祉センター新築工事]	視覚障害者誘導用ブロックと手すりが近接して配置されていることと、既設の雨水桝が視覚障害者誘導用ブロックの動線と重複して配置されていることについては、設計や工事監理を行う職員が兵庫県福祉のまちづくり条例の趣旨を正しく理解できていなかったため、適切な指導ができなかったものである。 今後は、このようなことがないように、条例等の趣旨を正しく理解することにより、安全かつ快適な経路が確保される設計・工事監理に努めるため、平成 31 年 2 月 28 日と 3 月 1 日に課内全職員に対する研修を行った。 また、意見された視覚障害者誘導用ブロックと手すりについては、好ましい状態となるよう改修方法を現在検討しており、令和元年 9 月末までに改修を完了する予定である。	措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
イ 消防用設備等の適切な点検の実施（契約） 本業務は、市内児童館等 116 箇所に設置されている消防用設備などの点検業務である。 消防法施行規則第 31 条の 6 および平成 16 年消防庁告示第 9 号によると、消防用設備等の点検は、機器点検を 6 ヶ月毎、総合点検を 1 年毎に実施すると定められている。 しかし、本業務では発注時期が遅れたため、機器点検が定められた間隔で点検できていなかった。 適切な発注に努められたい。 （こども家庭局こども企画育成部こども青少年課） [No.2 市内児童館等消防用設備点検等業務]	機器点検が定められた間隔で実施できていなかったのは、建築基準法改正（H28.6.1 施行）による防火設備点検項目の追加について、仕様書への図面の追加作業が遅れたこと、またその遅れに組織的に気づくのも遅れたことが原因である。 今回の意見を受け、平成 31 年 1 月 30 日所属長から課内関係職員に対し、再発防止及び法令の遵守を徹底するよう指導した。また、上司による各業務の進捗管理をより徹底するなどチェック体制を強化した。 今年度については、法令に基づく間隔で点検を実施するため、年度当初に発注すべく、既に仕様書を更新し、発注にかかる下見積もりを徴取した。	措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
ウ マーキングの消し漏れ（施工） 本工事は、垂水区における歩道橋の補修工事であり、その中でコンクリート橋脚のひび割れ補修を実施している。 補修にあたっては、事前調査としてひび割れ箇所をマーキングし、ひび割れ注入を行った後、表面含浸工（※）を実施している。 しかし、通常、表面含浸工の下地処理の過程で消えるマーキングが、降雨対策としてクレヨンを用いたため、工事完了後にもかかわらず工事中との誤解を招きかねない状態が残っていた。 公共構造物の補修にあたっては、施工の管理にあたり実施したマーキング等は、工事完了後に消去する等適切な処理を講じられたい。 ※表面含浸工：コンクリート表面に含浸材を塗布して表面組織を改質し、コンクリートの耐久性を高める工法 （建設局垂水建設事務所） 〔No.22 大門歩道橋補修工事〕	補修後の橋脚表面の見栄えへの配慮に欠けていたためマーキングの消去が十分にできていなかったことが原因である。 マーキングが確実に消去されているか、しっかり確認し、美観に配慮した施工管理に努める。 平成 31 年 2 月 20 日に事務所で、本件に関する再発防止についての会議を開催し、周知徹底を図った。 また、平成 31 年 3 月 20 日の建設局工事係長会において、事例紹介を行い、全建設事務所に対して周知徹底を図った。 なお、現場に残されたマーキングは、平成 31 年 2 月 27 日に消去の措置を行った。	措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
エ 現場掲示が必要な標識 （施工） 本工事は、西区における歩道の段差解消工事である。 建設工事の現場に掲げることとされている標識等は種々あるが、そのなかで「建設業法」の規定による「建設業の許可票」、及び下請契約を締結する公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の規定による「施工体系図」を、公衆が見やすい場所に掲げなければならないとされている。 しかし、本工事では歩道幅員が狭いことや交通量が多いことを理由に、工事現場から離れた請負人の現場事務所に掲示していた。 工事現場の見やすい場所に、標識が容易に掲げられない場合でも、できるだけ近い場所を確保する等の工夫を行い、適切な掲示に努められたい。 (建設局西建設事務所) [No.25 大久保稲美加古川線段差解消工事]	歩道幅員が狭いことや交通量が多いことから歩行者等への配慮を重視したことが、公衆が見やすい場所に掲示できなかった原因である。 現場掲示が必要な標識について、上記におけるような現場においても、できるだけ工事現場に近い場所を確保する工夫を行い、適切に掲示するよう努める。 平成 31 年 2 月 19 日に事務所内で、本件に関する再発防止についての会議を開催し、周知徹底を図った。 また、平成 31 年 2 月 21 日の建設局副所長会においても事例紹介を行い、全建設事務所並びに関係部署に対して周知を図った。	措置済

意見の概要	措置内容	措置状況
オ 断面修復工の施工管理（施工） 本工事は、須磨区における橋梁補修工事である。 事前に行われた橋梁点検により、橋桁のコンクリート表面に浮きが見られ、速やかな補修が必要であると判定された箇所において、コンクリートの劣化や鋼材の腐食等によって損傷したコンクリートを鉄筋が露出するまで除去して、鉄筋の防錆処理を行い、モルタルを塗りつけて補修する断面修復工を行った。 橋梁点検の結果を踏まえた施工範囲（幅 0.3m×長さ 0.4m）を補修する計画であったが、工事着手前に、請負人が橋梁点検と同様の打音検査を行い、浮きが確認できた施工範囲（幅 0.25m×長さ 0.21m）を新たに設定した。 新たな施工範囲は、計画よりも規模が縮小されたにもかかわらず、監督員との協議が行われずに請負人の判断によって設定されたものであった。 また、コンクリート表面を切断して、はつりによる除去をしたところ、鉄筋以外にも橋桁の強度を保つケーブルを保護する鋼材（シース管）が腐食して錆の発生が見られたが、監督員へ報告せずに、周辺のコンクリートに浮きが無いことから、コンクリートに隠れた鉄筋やシース管の状態は健全であると請負人は判断して、錆が目視できる鉄筋等の表側の防錆処理を行い、モルタルを塗りつけて補修した。 については、断面修復工の実施において、橋梁点検の結果と異なる施工範囲を設定する場合や、はつり除去後の直接目視により想定外の状況が確認された場合には、請負人から監督員への報告を徹底させることにより、監督員との協議や段階確認等を確実にしながら、適切な施工管理に努められたい。 （建設局西部建設事務所） 〔No.29 平成29年度 東部、中部及び西部管内橋梁補修単価契約工事〕	請負人から監督員への報告を行うことの徹底がなされていなかったことが原因である。 当該補修箇所のコンクリート片の落下を防止することにより、本橋梁と交差する道路の安全を確保するという初期の目的は達している。橋梁の断面修復工においては、橋梁点検の結果と異なる施工範囲を設定する場合や、はつり除去後の直接目視により想定外の状況が確認された場合の対応については、確実に監督員に報告を行うよう類似工事における請負人へ周知徹底を図っていく。 また、今回の補修箇所については、法定点検や日常のパトロールなどにより継続的に点検を行い、状況を注視していく。 なお、平成31年3月1日に各建設事務所合同で行う橋梁点検講習会にて、重要な構造部材にかかわる不可視部分について、積極的に現地立会を行うことや、請負人と連絡を密に行うといったことなどの対策を行なうよう周知徹底を図った。	措置済